

# 所有者不明農地の解消に関する相互連携協定を締結

一般社団法人宮崎県農業会議と宮崎県司法書士会は、市町村及び市町村農業委員会の所有者不明農地を解消する取組の支援を目的に、令和7年12月16日(火)に「所有者不明農地の解消に関する連携協定締結調印式」を行った。

本県には、相続未登記と相続未登記になる恐れのある農地が併せて22,380haが存在しており、これは農地全体面積の28.4%を占めている。

こうした所有者不明農地の増加は、農地の集積・集約化や基盤整備の妨げ、さらには遊休農地拡大による周辺農地への悪影響など、地域農業の持続に深刻な課題をもたらすことが懸念されており、本県の農業の持続的な発展や、農地の有効活用を進める上で大きな課題となっている。

今回の連携協定締結で、市町村や市町村農業委員会が、専門知識を有する司法書士会の助言を受けながら相続権者の探索や相続関係説明図の作成作業を円滑に進められる体制の整備を進めていく。

## ●相互連携協定の内容

- (1) 所有者不明農地の解消に向けた支援
- (2) 農地利用の推進と農業者の相続・事業承継等の支援による所有者不明農地の発生防止
- (3) 連携・協力に必要な情報の適切な共有と協力体制の整備
- (4) その他目的達成に寄与する事項



写真：宮崎県農業会議 福井芳利会長(左)、宮崎県司法書士会 日高省吾会長(右)